

熊本県公報

第 1 0 8 5 1 号
平成 14 年 6 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|--|----------------------|
| 告 示 | |
| 道路の区域変更 | (道路維持課) 1 |
| " | (") 2 |
| " | (") 3 |
| 道路の供用開始 | (") 3 |
| " | (") 3 |
| " | (") 3 |
| " | (") 4 |
| " | (") 4 |
| 救急医療機関に関する認定 | (医務福祉課) 4 |
| 社会福祉施設等の設置にかかる事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項 | (高齢保健福祉課) 5 |
| 平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項 | (") 5 |
| 公 告 | |
| 土地改良事業施行の認可 | (農村計画課) 7 |
| 特定非営利活動法人設立の認証の申請 | (県民生活総室) 7 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見 | (商工政策課) 7 |
| " | (") 7 |
| 熊本県病院事業業務状況の公表 | (健康福祉政策課) 8 |
| 熊本都市計画道路新町戸坂線の事業認可 | (新幹線都市整備総室) 16 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 | (商工政策課) 16 |
| " | (") 16 |
| " | (") 17 |
| " | (") 17 |
| " | (") 17 |
| " | (") 17 |
| " | (") 18 |
| " | (") 18 |
| " | (") 19 |
| " | (") 19 |
| " | (") 19 |
| " | (") 20 |
| 電子メールシステム用パソコン及び関連機器の借入りに係る一般競争入札の実施 | (情報企画課) 20 |
| 登 載 依 頼 | |
| 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | (人事委員会) 22 |
| 熊本県職員の勤務時間・休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | (") 25 |
| 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入りに係る一般競争入札の実施 | (警察本部) 25 |
| 直接請求に係る連署基準数 | (選挙管理委員会) 27 |
| " | (") 27 |
| 正 誤 | |
| 平成 14 年 6 月 12 日熊本県公告第 495 号 (工業統計新システム用機材の賃借に係る一般競争入札の実施) 中 | (統計調査課) 28 |

告 示

熊本県告示第 494 号
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|------------|--|----|------------------|--------------|-------|
| 一般 県道 | 久連子 落合線 | 八代郡泉村大字栗木字石塚 4255 番地先から 同 所 同 字 同 番地先まで | 前 | 3.0 ~ 7.5 | 80.0 | 国 防 災 |
| | | | 後 | 9.9 ~ 20.2 | 80.0 | |
| " | 鹿野赤迫線 | 八代郡竜北町大字大野字中ノ間 890 番 11 地先から 同 所 同 字 890 番 2 地先まで | 前 | 8.3 ~ 9.5 | 17.8 | 単 交 安 |
| | | | 後 | 9.5 ~ 10.2 | 17.8 | |

2 区域変更する期日 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県告示第 495 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------|---------|--|----|-------------------|--------------|------------------|
| 一般 国道 | 2 6 6 号 | 宇土郡不知火町大字松合字田尾 1992 番 2 地先から 同 所 同 字 1917 番 4 地先まで | 前 | 9.0 ~ 18.5 | 165.0 | 国 交 安 |
| | | | 後 | 11.8 ~ 22.4 | 165.0 | |
| " | " | 宇土郡不知火町大字高良字下り松 1924 番 2 地先から 同 所 字東割 2269 番 1 地先まで | 前 | 9.5 ~ 16.0 | 452.0 | " |
| | | | 後 | 9.5 ~ 19.0 | 452.0 | |
| 主要 地方 道 | 小川嘉島線 | 下益城郡小川町大字東小川字下蓮佛 283 番 1 地先から 同 所 字上蓮佛 435 番 1 地先まで | 前 | 6.5 ~ 21.0 | 472.0 | 緊 道 整 (交 安) |
| | | | 後 | 12.4 ~ 22.6 | 472.0 | |

2 区域変更する期日 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県告示第 496 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------------|---|----|------------------|--------------|-----|
| 一般 県道 | 南小国 上津江線 | 阿蘇郡南小国町大字赤馬場字赤馬場 157 番 3 地先から 同 所 字東市原 1919 番 2 地先まで | 前 | 6.5 ~ 21.3 | 115.5 | 単橋改 |
| | | | 後 | 6.5 ~ 21.3 | 115.5 | |

2 区域変更する期日 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県告示第 497 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 一般国道 | 266 号 | 天草郡大矢野町大字中字汐垂 2434 番 1 地先から 同 所 同 字 2435 番 2 地先まで | 135.0 | 国交安 |

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県告示第 498 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 一般県道 | 鹿野赤迫線 | 八代郡竜北町大字大野字中ノ間 890 番 11 地先から 同 所 同 字 890 番 2 地先まで | 17.8 | 単交安 |

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県告示第 499 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|-----|
| 一般県道 | 水俣出水線 | 水俣市長崎字河端 同 所 同 字 784 番 1 地先から 785 番 1 地先まで | 95.8 | 緊道整 |

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県告示第 500 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 主要地方道 | 熊本玉名線 | 玉名郡天水町大字小天字立場山 同 所 157 番 6 地先から 字西水ノ元 172 番 4 地先まで | 269.0 | 単道改 |

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 24 日

熊本県告示第 501 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|--------------|-----|
| 一般県道 | 津留柳線 | 阿蘇郡高森町大字野尻字向津留 同 所 1376 番地先から 字河地 1484 番地先まで | 157.0 | 単道改 |

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 25 日

熊本県告示第 502 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条の規定により告示する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 期 間 |
|----------|---------------------|--|
| 熊本託麻台病院 | 熊本市尾ノ上一丁目 14 番 27 号 | 平成 14 年 7 月 6 日から 平成 17 年 7 月 5 日まで |
| 松岡整形外科医院 | 熊本市清水本町 2-13 | 平成 14 年 9 月 26 日から 平成 17 年 9 月 25 日まで |
| 山鹿中央病院 | 山鹿市大字山鹿 1000 番地 | 平成 14 年 9 月 9 日から 平成 17 年 9 月 8 日まで |

熊本県告示第 503 号

社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項

社会福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、」を削る。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 504 号

平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項を次のように定める。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項

(目的)

第 1 条 この要項は、熊本県が所管する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム、生活支援ハウス、老人デイサービスセンター、ヘルパーステーション及び訪問看護ステーション(以下「老人福祉施設等」という。)の適切な整備を図るため、当該施設の設置又は増築並びに改築・拡張・大規模修繕等に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 この要項が対象とする事業は、平成 15 年度に実施する事業であって、別表 1 に定めるものとする。

(事前協議書の提出期限)

第 3 条 老人福祉施設等に係る別表 1 の事業を行おうとする者は、施設種別及び整備種別ごとに別表 2 に定める期限までに事前協議書を知事に提出しなければならない。

(提出書類)

第 4 条 前条の事前協議書の記載事項及び添付書類は、次のとおりとする。

(1) 法人に関する事項

ア 名称、所在地並びに代表者及び役員(新たに法人を設立する場合は就任予定者)の履歴

イ 過去 2 年度の決算状況(新たに法人を設立する場合は、設立代表者並びに建設資金及び償還資金の贈与予定者が営む事業の決算状況)

ウ 当該事業開始年度以降 2 事業年度の収支見込み

エ 過去 2 年度の監査又は実地指導の指摘事項及び対応状況(新設法人は除く)

オ その他知事が必要と認める事項

(2) 社会福祉施設等に関する事項

ア 施設の種別、名称、入所定員、利用定員及び運営方針

イ 当該事業の必要性

ウ 当該事業予定地の土地及び建物の状況(公図及び登記簿謄本の写し、見取り図並びに現況写真)

エ 当該事業に係る資金計画及び償還計画並びに当該事業に係る建設資金及び償還資金の贈与予定者の所得証明、資産証明、納税証明、預貯金及び負債の状況に係る証明書類

オ 新たに施設を設置する場合は、施設長又は管理者及び主要な役職員の履歴

カ 当該事業地を所管する市町村長の意見書

キ その他知事が必要と認める書類

附 則
この要項は、告示の日から施行する。
別表 1

| 施 設 種 別 | 整 備 種 別 | 事 前 協 議 書 提 出 の 対 象 |
|---------------|-----------------------|--|
| 特別養護老人ホーム | 創設 | 県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業 |
| | 定員増を伴う増床 | |
| | 定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕 | 県の補助金を受けて行う事業 |
| ケアハウス | 創設 | 県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業 |
| | 定員増を伴う増床 | |
| 介護老人保健施設 | 新設 | 県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業 |
| | 定員増を伴う増床 | |
| | 定員増を伴わないグループケアユニット型改修 | 県の補助金を受けて行う事業 |
| 痴呆性高齢者グループホーム | 新設 | 県及び民間公益補助を受けて行う事業 |
| 養護老人ホーム | 定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕 | 県の補助金を受けて行う事業 |
| 生活支援ハウス | 新設 | |
| 老人デイサービスセンター | 新設 | 1 県の補助を受けて行う事業 2 特別養護老人ホーム及びケアハウスの創設及び定員増を伴う増床並びに介護老人保健施設の新設及び定員増を伴う増床と一体的に整備する場合は、県の補助金を受けて行う事業及び自己資金のみで行う事業 |
| ヘルパーステーション | 新設 | |
| 訪問看護ステーション | 新設 | |

別表 2

| 施 設 種 別 | 整 備 種 別 | 事 前 協 議 書 提 出 期 限 |
|---------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| 特別養護老人ホーム、ケアハウス及び介護老人保健施設 | 創設（介護老人保健施設にあっては新設） | 平成 14 年 10 月中旬を目処に知事が別に定める日時 |
| | 定員増を伴う増床 | |
| | 定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕（特別養護老人ホームに限る） | |
| | 定員増を伴わないグループケアユニット型改修（介護老人保健施設に限る） | |
| 痴呆性高齢者グループホーム | 新設（県補助金を受けて行う事業） | 平成 14 年 7 月 1 日 午後 5 時 |
| | 新設（民間公益補助を受けて行う事業） | |
| 養護老人ホーム | 定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕 | 平成 14 年 7 月 31 日 午後 5 時 |
| 生活支援ハウス | 新設（単独設置に限る） | |
| 老人デイサービスセンター | 新設（単独設置に限る） | |
| ヘルパーステーション | 新設（単独設置に限る） | |
| 訪問看護ステーション | 新設（単独設置に限る） | |
| | | |

公 告

熊本県公告第 504 号

菊池郡七城町七城町土地改良区理事長緒方奨から平成 14 年 1 月 28 日付けで申請の山崎地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 6 月 7 日付けで認可した。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 505 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 5 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ヒューマン・ライフ・スクール
- 3 代表者の氏名
栗谷 利夫
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市清水亀井町 16 番 11 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、幼児、小学生、中学生、青少年、中高年者を対象に、各種教育プログラム、体験学習、自己表現プログラムを通して、人材育成、明るい社会づくりを図ることを目的とする。

熊本県公告第 506 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂日吉店
熊本市日吉 1-8-21
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の了解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 7 月 20 日まで

熊本県公告第 507 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あらおシティモール
荒尾市緑ヶ丘一丁目 1-1
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 7 月 20 日まで